

松本市多文化共生キーパーソン設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国籍や価値観の違いを超え、市民一人ひとりが地域社会の一員として活躍し、幸せを感じて暮らせる多文化共生社会の実現を目指し、地域と外国人住民の橋渡し役となる松本市多文化共生キーパーソン（以下「キーパーソン」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 キーパーソンは、外国人住民が安心して生活できる多文化共生社会を推進するため、他のキーパーソン、松本市多文化共生プラザ及び関係課等と連携しながら、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 知っている外国人住民や近所の外国人住民に対し、市等から発信される情報を伝えること。
- (2) 困っている外国人住民に、松本市多文化共生プラザ及び関係課等の窓口を案内すること。
- (3) 日頃から外国人住民とコミュニケーションを図り、つながりを持つこと。
- (4) 災害時に、日本語が分からない外国人住民を支えること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、つながりや助け合いのある地域づくりに関する活動を行うこと。

(守秘義務)

第3条 キーパーソンは、前条の活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(登録)

第4条 キーパーソンとして活動しようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市多文化共生キーパーソン登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、次条に規定する要件を満たしていると認めるときは、松本市多文化共生キーパーソン名簿に登録するとともに、申請者に松本市多文化共生キーパーソン登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

3 市長は、キーパーソンの登録に当たり、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(登録要件)

第5条 キーパーソンは、市内に在住し、在勤し、若しくは在学している者又は多文化共生に関する活動拠点が市内にある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第1条の趣旨を理解し、地域の多文化共生の推進に向けて積極的に活動できること。

(2) 外国人住民のコミュニティに属し、又は当該コミュニティの状況を把握していること。

(3) 多文化共生や外国人住民との交流に興味があること。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間は、登録証交付日の翌年度の末日までとし、市長が認めた場合は、この期間を更新することができる。

(登録の取消し)

第7条 市長は、キーパーソンが次の各号のいずれかに該当するときに限り、登録を取り消すことができる。

(1) 本人から登録取消しの申出があったとき。

(2) キーパーソンとしてふさわしくないと認められる行為があったとき。

(3) キーパーソンと連絡不能になったとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する者は、登録証を返還しなければならない。ただし、登録証の紛失その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(研修・会議等)

第8条 市は、キーパーソンの活動を支援するため、定期的に研修を行うとともに、キーパーソン同士が情報交換できる場として、連絡会議又は交流会を開催するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。